

令和8年度 岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等業務

公募型プロポーザル実施要項

令和7年11月11日
岐阜県教育委員会事務局
教育財務課

この「公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）は、岐阜県立高等学校及び岐阜県立特別支援学校高等部（以下「岐阜県立学校」という。）に入学する生徒に向けた、岐阜県教育委員会（以下「県教委」という。）が実施する「岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等業務」（以下「本業務」という。）に係る協定締結候補者（以下「協定候補者」という。）の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

1 業務協定の内容

本業務協定は公募型プロポーザル方式によるものであり、企画提案の審査により協定候補者を選定し、「（別紙1）令和8年度岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等 業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に掲げる端末販売について、県教委と協定候補者が協議のうえ、協定を締結するものである。

（1）業務協定名

令和8年度岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等業務に係る業務協定

（2）協定の目的

本協定は、岐阜県立学校に入学する生徒が、義務教育段階からのＩＣＴ環境での学びを継続し、学校や家庭での学習活動に適した学習者用端末を活用した新たな学びを実現するため、生徒及びその保護者に、保証内容が充実した学習者用端末を簡便に低価格で提供することを目的とする。

（3）プロポーザルの目的

県教委は、生徒の特性や学習進度、学習到達度等に応じた「個別最適な学び」、多様な意見を共有しながら合意形成等を図る「協働的な学び」、物事の本質を探り見極める「探究的な学び」をより効果的に進めるとともに、オンライン配信による教材や動画等を活用した家庭学習等の充実を図り、次代の社会を担う生徒の資質・能力を育成するため、令和8年度から段階的に個人所有の端末を導入することとした。

県教委が推奨する端末を、スケールメリットを生かした価格、分かりやすい購入プロセスを提示することで、生徒及び保護者が少しでも負担感なく購入できるよう、本県のＩＣＴ教育推進に向けた本業務の意義を十分に理解し、実現のための意欲、業務遂行に足る技術能力、創造力等に優れた者を、企画提案型のプロポーザル方式により募集することを目的とする。

（4）業務内容

県教委が推奨する学習者用端末の生徒及び保護者へのＥＣサイト等による販売及び設定、保証、修理対応

※詳細については「（別紙1）令和8年度岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等 業務仕様書」のとおり

※本業務協定において、県教委から協定先への料金は一切発生しないことを条件とする。

（5）業務協定期間

協定締結日から令和9年3月31日までの間

（6）学習者用端末1台あたりの販売価格上限額（税込）

Windows機 65,000円

iPad機 75,000円

※この金額には、本業務に係る以下のすべての費用を含むこと。

作業用の各種備品、消耗品、ＥＣサイトの構築・運用に係る費用、チラシの作成・郵送に係る費用、ヘルプデスク等の構築・運用に係る費用、運搬・輸送・梱包・各種保険に係る費用、電話代等の通信費、各種交通費、マニュアル等の書類作成に必要な経費等

2 スケジュール

項目	日 程
募集期間（実施要項のホームページ掲載）	令和7年11月11日(火)～令和7年11月19日(水)
「質問票」受付期間	令和7年11月11日(火)～令和7年11月17日(月)
「プロポーザル参加申込書」提出期間	令和7年11月11日(火)～令和7年11月21日(金)
「企画提案書等」提出期間	令和7年11月11日(火)～令和7年11月21日(金)
プロポーザル審査会開催	令和7年11月26日(水)（予定）
選考結果の通知・協定締結	令和7年12月上旬（予定）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特殊民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「法人等」という。）であること。

また、下記の（1）～（12）の要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 役員（法人ではない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。））
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる構成事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）
- (4) 審査会の日において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該協定候補者と協定を締結しないものとし、協定後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則協定を解除する。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令等の規定による官公署免許、許可または認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (10) 過去6年間（令和元年度～令和6年度）に都道府県又は政令指定都市に対して学習者用端末等の売買又は賃貸借契約等の契約（1,000台以上）を締結し、履行した実績を有すること。
- (11) 本業務履行期間内で確実に業務を遂行するための体制及び県教委の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (12) ISO 27001認証またはプライバシーマークのいずれかを取得していること。

4 参加手続き

（1）実施要項等の公表・配布

①配布期間

令和7年11月11日（火）～令和7年11月19日（水）（閉庁日を除く）

②配布場所

実施要項等は岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示する。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/458699.html>

※紙媒体での配布を希望の場合は、県の機関の休日を除く、平日午前9時から午後5時までの間に来庁すること（「14 問合せ・資料送付先」参照）。なお、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行うこと。

（岐阜県庁入庁フロー <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>）

※郵送での配布は行わない。

（2）説明会の開催、実施要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

①説明会の開催

説明会は開催しない。

②質問書受付期間

令和7年11月11日（火）～令和7年11月17日（月）午後5時（閉庁日を除く）

③質問書提出方法

本プロポーザルに関する質問は、「（様式2）質問書」を電子メールにより送付すること。

なお、メールの件名は「【事業者名】プロポーザルに関する質問書」とすること。

提出後は、「14 問合せ・資料送付先」に届いているかどうかの確認の電話をすること。

④回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、隨時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開する。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/458699.html>

（3）プロポーザルへの参加申込提出

①提出期間

令和7年11月11日（火）～令和7年11月21日（金）正午必着（閉庁日を除く）

②提出書類

「（様式1）プロポーザル参加申込書」

③提出方法

上記②提出書類を電子メールで送付すること。

なお、メールの件名は「【事業者名】プロポーザル参加申込」とすること。

提出後は、「14 問合せ・資料送付先」に届いているかどうかの確認の電話をすること。

(4) 参加辞退について

①プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出期限までに書類が提出されない場合は、辞退したものとする。

②企画提案書等の提出後に辞退する場合は、プロポーザル審査会開催日前日（プロポーザル審査会開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、「（様式3）プロポーザル参加辞退届」を電子メールにて提出すること。

提出後は、「14 問合せ・資料送付先」に確認の電話をすること。

(5) その他

①参加者は、企画提案書等の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとする。

②提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

③提出された企画提案書等の内容に確認事項等がある場合は、質問をする場合があるため、応じること。また、県教委が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出物

次の①～③までの書類を紙媒体で提出すること。

① 企画提案書（様式自由）

- ・日本産業規格A4版（一部A3版資料折込使用可。）、左上綴じ。表紙には、「令和8年度岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等業務協定提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。また、目次を除く各ページの下部中央にページ番号を記載すること。
- ・企画提案書には、下記（ア）～（エ）のすべての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。

（ア）業務遂行能力について

業務を実施する際の体制及び全体スケジュールを示すとともに、過去6年間（令和元年度～令和6年度）に類似の業務実績がある場合は、最も規模が大きい業務実績を1件示すこと。

（イ）学習者用端末について

学習者用端末の仕様については、提案する端末等が仕様を満たしていることを示すとともに、その根拠となるカタログ等の資料を添付すること。

また、提案する端末保証・サービスが仕様を満たしていることを示すとともに、故障時等に対応するフローを示すこと。

（ウ）購入・運用サポートプロセスについて

生徒及び保護者が学習者用端末を注文してから受け取るまでの購入プロセスについて示すこと。また、購入者の問い合わせ等にサポートする仕組みを提案すること。

（エ）その他

本事業の目標を達成するために有効だと思われる内容やサービス等があれば併せて提案すること。

② 費用積算内容（見積書 任意様式）

学習者用端末の1台あたりの本体価格、その他付随費用、消費税などを含めた販売単価がわかるよう作成すること。

- ③ 参加者の組織概要書
参加者の組織概要、組織体制、沿革等及び業務協定の目的を踏まえた提案理由等を簡潔に示すこと。
- (2) 提出部数
① 企画提案書 10 部
② 費用積算内容（見積書） 10 部
③ 参加者の組織概要書 10 部
- (3) 提出期間
令和 7 年 11 月 11 日（火）～令和 7 年 11 月 21 日（金）正午必着（閉庁日を除く）
- (4) 提出先
岐阜県教育委員会事務局 教育財務課 ※連絡先は本書「14 問合せ・資料送付先」を参照
- (5) 提出方法
① 持参の場合は、県の機関の休日を除く、平日午前 9 時から午後 5 時までの間に持参のこと。なお、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行うこと。
(岐阜県庁入庁フロー <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>)
② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、二重封筒とし、中封筒に企画提案書及びプロポーザル参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ巣封し、外封筒に「令和 8 年度岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等業務に係る業務協定プロポーザル企画提案書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて期日までに本書「14 問合せ・資料送付先」に必着のこと。
送付後、届いているかどうかの確認を、提出期限までに電話にて行うこと。
- (6) 留意事項
① 提案は 1 者につき 1 提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。
② 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 条）に定める単位に限る。
③ 提案の実現性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めことがある。
④ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。
⑤ 企画提案書等の作成、提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。
⑥ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。
⑦ 参加資格が認められなかった者の企画提案書等又は参加資格を認められた者であっても、下記のいずれかに該当する場合は、失格（無効）とする。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・評価の公平性に影響を与える行為があつた場合
 - ・募集要項に違反すると認められる場合
 - ・選定委員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求めた場合
 - ・上限額を超える見積額で提案をした場合
 - ・民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心臓留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

6 審査及び結果通知

(1) 協定候補者の選定方法

協定候補者選定委員（以下、選定委員という。）が、提出された企画提案書と、審査会当日のプレゼンテーション（7 企画提案のプレゼンテーションを参照）により選定する。

(2) 審査方法・審査観点

本業務の審査は、選定委員が企画提案書等を「（別紙2）令和8年度岐阜県立学校における新入生の学習者用端末販売等業務 評価項目及び評価内容」をもとに評価し審査する。

- ① 各選定委員が審査項目別に評価し評点をつける。
 - ② 各選定委員が評点合計を基に上位3者に対して順位点をつける。
 - ③ 各選定委員がつけた順位点の合計により総合順位をつける。
※ 順位点の合計が同点の場合には、高い順位点を多く得た参加者を上位者とし、高い順位点が同数の場合には、選定委員の合議により総合順位を決定する。
 - ※ 参加者が1者のみの場合には、選定委員において、本業務を実施するにふさわしいか否かを審査し決定する。
- (3) 提案者が1者の場合の取り扱い
提案者が1者のみの場合であっても評価は実施する。
- (4) 提案者がない場合の取り扱い
再度公募を実施する。
- (5) 審査日
令和7年11月26日(水)を予定しているが、詳細は後日通知する。

(6) 審査結果

審査結果は、参加者に直接通知するとともに、以下の事項について、県ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

- ・プロポーザル全参加者の名称
 - ・選定した協定候補者の名称
- 県教委は、第1順位の協定候補者と協定の交渉を行う。ただし、第1順位の協定候補者が協定を締結しないときは、次点の順位者と協定の交渉を行う。なお、次点の順位者が協定を締結しないときは、さらに次の順位の者と交渉することとし、以下同様とする。

7 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 日時

令和7年11月26日(水)を予定しているが、詳細は後日通知する。

(2) 場所

岐阜県岐阜市薮田南2-1-1
岐阜県庁 17階 会議室

(3) プrezentationの時間

20分程度（企画提案書等の説明20分、質疑10分の予定）

企画提案書等の説明については、20分が経過した場合は直ちに終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 開催日時や開催場所及び各参加者の開始時間は後日通知する。
- ② 企画提案の説明及び質問は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は5名以内とする。
- ③ 会場には県教委側でプロジェクタ（HDMI ケーブル接続）を用意する。
- ④ プrezentation時に、提案する Windows 機、iPad 機を持参し、プレゼンテーション実施後1週間程度県教委に貸与すること。
- ⑤ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ⑥ やむを得ない事情で指定時刻に遅れる場合は、指定時刻までに連絡すること。
- ⑦ プrezentation等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象にはしない。
- ⑧ プrezentation参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。

8 協定締結に関する事項

- (1) 本業務は、生徒及び保護者の負担による購入になるため、県教委が契約当事者として契約せず、協定の締結を行う。
- (2) 選定した協定候補者と県教委が企画提案書等を踏まえて協議し、協定に係る仕様を確定したうえで協定を締結する。
- (3) 協定候補者と県教委との間で協議が整わない場合、または協定候補者が協定を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、協定を締結する。

9 公正なプロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、協定候補者の選定前に、他の参加者に対し企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめがある。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

協定候補者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

協定候補者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めるとともに、別記1を遵守すること。

(3) 守秘義務

協定候補者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(4) 著作権等取扱特記事項の遵守

協定候補者は、本業務を行うにあたり、著作権等の取扱いについて別記2を遵守すること。

(5) 情報セキュリティの遵守

協定候補者は、本業務を行うにあたり、情報セキュリティについて別記3を遵守すること。

11 業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項

県教委と協定候補者との協定期間中において、協定候補者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 協定候補者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

協定候補者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県教委は協定の取消ができることとする。この場合、県教委に生じた損害は、協定候補者が賠償するものとする。

なお、次期協定候補者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県教委及び協定候補者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、期間終了若しくは協定の取消などにより次期協定候補者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

12 協定手続きの停止等に関する事項

岐阜県政府調達苦情検討委員会から協定手続の停止等の要請があった場合は、協定手続を停止等することがある。

13 その他

(1) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) この業務に関する制作物については、プロポーザル審査会において複製が可能であることとする。

(3) 本募集要項及び仕様書の記載に疑義が生じた場合は、原則、県教委の解釈・判断に従うこととする。

(4) 手続きの停止または協定の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は協定の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切保障しないものとする。

14 問合せ・資料送付先

岐阜県教育委員会事務局 教育財務課 情報基盤係

住 所： 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1-1 (岐阜県庁16階)

電 話： 058-272-8865

FAX： 058-278-2816

メール： kiban@gifu-net.ed.jp